第２章　公告式

○日向東臼杵広域連合公告式条例

（平成 26年２月26日条例第２号）

日向東臼杵南部広域連合公告式条例（平成 13 年日向東臼杵南部広域連合条例第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づき、条例、規則及び広域連合の機関の定める規則並びにその他の規程で公表を要するものの公布に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例の公布）

第２条　条例を公布するときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

２　条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。

日向市役所前　門川町役場前　美郷町役場前　諸塚村役場前　椎葉村役場前

（規則に関する準用）

第３条　前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第４条　規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

２　第２条第２項の規定は、前項の規定にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第５条　第２条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第２項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、広域連合長以外の広域連合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第１項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第６条　規則又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附　則

この条例は、平成 26 年４月１日から施行する。